

サイト内検索

検索

[声の広報誌](#)

[組織から探す（窓口一覧）](#)

[Global](#)

文字のサイズ

印刷用画面



奈良県
大和高田市
Yamato Takada City

ホーム

大和高田市って？

市民の方へ

事業者の方へ

市政情報

施策・計画

制度・法規

財政

広報

組織

職員採用

新庁舎建設事業

監査

申請書等ダウンロード

広告募集

ガイドライン

組織から探す

大和高田市へのお問い合わせはこちら

市政情報

会議の公開について

担当 [企画法制課](#)

1.公開の対象となる会議

市民、学識経験者等を構成員として、市長その他の執行機関に設置された審議、審査、調査または調停を行う審議会、審査会等の会議です。

2.会議の原則公開

会議は原則公開とします。

3.会議を公開しない場合

個人に関する事項や法令等で非公開とされている事項が含まれる場合などは、会議を非公開とすることがあります。

4.会議開催の事前公表

会議の公開、非公開にかかわらず、原則として当該会議を開催する日の2週間前までに、市役所情報公開コーナー等に掲示するとともに、市WEBページに掲載します。事前公表するのは、会議の名称や開催日時、開催場所、会議の議題などです。

5.会議の傍聴

審議会等の会議が非公開とされた場合を除き、審議会等の会議を傍聴することができます。傍聴人は原則として先着順で決まり、定員は、このホームページで事前公表します。

6.傍聴手続

会議の傍聴を希望する人は、会議開催時刻の5分前までに係員の指示に従って会場に入室してください。

7.会議を傍聴する方へのお願い

会議を傍聴する方は、係員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守り静粛に傍聴してください。

会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

会議場において発言しないこと。

みだりに席を離れないこと。

ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、ブラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。

他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。

会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、審議会等が特別の理由により承認した行為については、この限りでない。

その他、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

8.会議録の閲覧

会議開催後、おおむね1か月後から公開した会議の会議録を閲覧することができます。

市の会議の公開について、より詳しくはこちらをご覧ください。

- [大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例の解釈と運用\(pdf\) \(例規\)](#)
- [大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例](#)

公共施設マップ
大和高田市内の施設をお探しの方はこちらから

奈良県
大和高田市
Yamato Takada City

観光
情報

大和高田市の
観光情報はこちら



ふるさと
応援寄附金

大和高田市
マスコットキャラクター
みくちゃん



大和高田市例規集

携帯サイト

バーコードの読み取りに対応したカメラ付き携帯電話をお持ちの方は、下のマークからURLを読み取ることができます。

